

●香川県告示第111号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により豊浜都市計画道路を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成24年3月9日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 都市計画の変更に係る土地の区域

3・5・1 国道11号線

3・5・2 須賀五軒屋線

3・6・3 豊浜大野原線

2・2・4 国道11号線東線

2・2・1 豊浜駅前線

2・2・2 豊浜港線

1・(小)・1 豊浜観音寺線

縦覧に供する図面表示のとおり

2 縦覧場所

香川県土木部都市計画課